

公益財団法人日本学校保健会の
委員会活動によって得られた成果の利用及び
二次利用に関する規程

公益財団法人日本学校保健会

1. この規程は、公益財団法人日本学校保健会（以下「本会」という。）の委員会活動により得られた成果の利用及び二次利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。
2. この規程は、次の本会の事業ごとに定める。
 - (1) 委 託 事 業：国からの委託研究で行う事業
 - (2) 学校保健振興事業：国からの補助金を得て行う事業
 - (3) 一 般 事 業：本会の財源で行う事業

(1) 委託事業での委員会活動により得られた成果の利用及び二次利用	<ol style="list-style-type: none"> ① 委託事業で実施した調査の解析と成果は、すべて国に帰属するものである。 ② 委員会活動に携わった者は、調査結果について、公表に先立ち、無断で委員が独自に挙げた成果として学術論文に投稿するなどできない。 ③ 成果の利用及び二次利用については、国に対し許可を得ることが前提となるものであり、本会に判断を委ねることはできない。
(2) 学校保健振興事業での委員会活動により得られた成果の利用及び二次利用	<ol style="list-style-type: none"> ① 学校保健振興事業は、国や団体などからの補助金によって運営されるものであり、得られた成果については本会に帰属するものである。 ② 調査は、本会が主体となって実施するものであり、調査結果についての権利は委員会または委員ではなく本会が保有するものである。 ③ 本会が設置した委員会の構成員は、あくまでも事業推進のための協力者の立場であり、委員会構成員に対する研究助成ではないことに留意する必要がある。 ④ 得られた成果は、本会に設置された本会委員会の成果として本会から公表される。本会は、当初より委員会の成果を成果物として公表し、広く学校保健の質の向上に資することを最終的な目標としている。 ⑤ 委員会構成員が、本会から公表された成果を、雑誌など

	<p>に使用する場合には、事業者である本会の了解が得た上であるならば、差し支えないものとする。</p> <p>この場合、本会が公表した成果と同等であり、出典は本会の成果物と明記する。</p> <p>なお、同等とは、若干の図の改変程度までは認めるものの、調査結果の再解析については成果の加工と見なし、同等扱いとはならない。</p> <p>⑥ 委員会で得られた成果を二次利用しようとする場合には、倫理上の配慮を本会で判断し、本会の了承を得なければならない。委員会構成員は、本会の了承を得ることなく無断で成果を再分析するなどして加工し、新たな成果として独自に公表することはできない。</p> <p>⑦ 本会の了解が得られた上で、学術論文として公表する場合には、国の補助金事業として本会が実施したものであることを示す一文を必ず書き入れなければならない。なお、著作者の所属は少なくとも本会委員会名は必ず入れることとする。</p> <p>⑧ 補助事業の公益性の視点から、すべての研究者が得られた調査結果を活用し、研究が進められるように配慮することが求められる。これは、学校保健の質の向上に寄与するものでもある。従って、本会ホームページなどを通じて、広く利用できるようデータアーカイブ化し、幅広く研究者等が活用できるよう配慮することが求められる。</p>
<p>(3) 一般事業での委員会活動により得られた成果の利用及び二次利用</p>	<p>① 一般事業は、財政上、本会が独自に学校保健の質の向上を目指して実施するものであるが、委員会を立ち上げて実施する点では、補助事業と同様と考えられる。</p> <p>② 得られた成果は、事業実施主体である本会に帰属する。</p> <p>③ 委員会は、成果物を公表することが求められる。</p> <p>④ 得られた成果を、学術論文として公表する場合には、補助事業の場合と同様に本会の了解を得るものとする。</p> <p>⑤ 得られた成果を、さらに加工して学術論文とする場合についても補助事業と同様の扱いとする。</p>

○この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。